2006年5月15日

各　　位

会　社　名　**アステラス製薬株式会社**
代　表　者　代表取締役社長　竹中　登一
コード番号　４５０３
（URL　　http://www.astellas.com/jp）
東証・大証（各第一部）
決　算　期　3月
問合わせ先　広報部長　　田中　昭弘
Tel：（０３）３２４４－３２０１

定款の一部変更に関するお知らせ

アステラス製薬株式会社（本社：東京、社長：竹中　登一）は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第1期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

１．変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）が、平成18年５月１日に施行されたことに伴い、当社定款につき、会社法および整備法にもとづく内容へ見直しを行うとともに、これを機に一部表現の見直しを行うなど規定の整備を行うため、次のとおり変更いたしたいと存じます。

（１）インターネットの普及に伴い、より効率的な公告の実施を可能とするため、公告方法を電子公告に変更するものです。（変更案第５条）

（２）整備法により、定款に定めがあるものとみなされた機関の設置、株券の発行、株主名簿管理人の設置について規定を明記するものです。（変更案第４条、第７条、第13条）

（３）単元未満株式に関する権利の範囲を合理的なものとすべく規定を新設するものです。（変更案第10条）

（４）株主の権利行使に関する取扱い等について株式取扱規程により定めることが可能となるよう文言を追加するものです。（変更案第12条）

（５）招集通知作成の費用を削減しつつ、株主の皆様への情報提供を充実させることが可能となるように、法務省令の定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットに開示することによりみなし提供が可能となるよう規定を新設するものです。（変更案第18条）

（６）経営体制の強化のため、取締役会長を複数名設置することができるよう規定を変更するものです。（変更案第25条）

（７） 必要に応じ、取締役会決議を機動的に行うことを可能とするため、一定要件を満たした場合において取締役会の書面決議が可能となるよう規定を新設するものです。（変更案第 29 条）

（８） 期待される役割を十分に発揮できる社外役員を確保できるよう、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするために規定を新設するものです。（変更案第 27 条、第 36 条）なお、第 27 条の新設につきましては監査役全員の同意を得ております。

（９） 上記のほか、会社法の施行に伴う文言の変更、引用条文の変更、規定の加除・統合、条数の変更および取扱いの明確化等所要の変更を行うとともに、会社法施行を機により適切な表現とするための一部文言の見直しや不要な規定の削除を行うなど、定款全体の整備を行うものであります。なお、これらの変更は、現行定款に規定されている内容を実質的に変更するものではありません。

２．変更の内容

変更の内容は新旧対照表の通りです。

以　上

新旧対照表

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　　（条文省略）	第１条～第３条　　（現行のとおり）
（新　　設）	第４条　（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1.　取締役会 2.　監査役 3.　監査役会 4.　会計監査人
第４条　（公告方法） 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第５条　（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条　（株式総数） 当会社の発行する株式の総数は 20 億株とする。 ただし、株式の消却が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。	第６条　（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 20 億株とする。
（新　　設）	第７条　（株券の発行） 当会社は、株式に係る株券を発行する。
第６条　（自己株式の取得） 当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第８条　（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第７条　(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 当会社の１単元の株式の数は 100 株とする。 当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に	第９条　（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当会社の単元株式数は 100 株とする。 当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところに

現行定款	変更案
係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	ついてはこの限りでない。
（新　　設）	第10条　（単元未満株式についての権利） 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2.　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 3.　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4.　次条に定める請求をする権利
第８条　（株券の種類） 当会社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。	（削　　除）
第９条　（単元未満株式の買増し） 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	第11条　（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条　（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いは取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条　（株式取扱規程） 当会社の株式および株主の権利行使に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第11条　（名義書換代理人） 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会決議により選定し、これを公告する。 株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同	第13条　（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株

現行定款	変更案
じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはそれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
第12条　（基準日） 当会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。	（削　　除）
第3章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
第13条　（招　集） （条文省略）	第14条　（招　集） （現行のとおり）
（新　　設）	第15条　（定時株主総会の基準日） 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
第14条　（招集場所） （条文省略）	第16条　（招集場所） （現行のとおり）
第15条　（招集者および議長） （条文省略）	第17条　（招集者および議長） （現行のとおり）
（新　　設）	第18条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）

現行定款	変更案
	に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条　（決議の方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	第19条　（決議の方法） 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第17条　（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 （新　　設）	第20条　（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提供しなければならない。
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第18条　（取締役の員数） （条文省略）	第21条　（取締役の員数） （現行のとおり）
第19条　（取締役の選任） 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任決議については累積投票によらない。	第22条　（取締役の選任） 取締役は株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらない。
第20条　（取締役の任期） 取締役の任期は就任後２年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までと	第23条　（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

現行定款	変更案
する。 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、その前任者の残任期間とする。	定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、その前任者の残任期間とする。
第21条　（代表取締役） 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。	第24条　（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
第22条　（役付取締役） 取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第25条　（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役社長１名および取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　（取締役の報酬） 取締役の報酬は株主総会において定める。	第26条　（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	第27条　（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第 425 条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。
第24条　（取締役会招集の通知） 取締役会の招集通知は会日の３日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。	第28条　（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは上記期間を短縮することができる。
（新　　設）	取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新　　設）	第29条　（取締役会の決議の省略） 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
第25条　（取締役会規程） 取締役会に関する事項については取締役会において定める取締役会規程による。	第30条　（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第26条　（監査役の員数） （条文省略）	第31条　（監査役の員数） （現行のとおり）
第27条　（監査役の選任） 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	第32条　（監査役の選任） 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第28条　（監査役の任期） 監査役の任期は就任後４年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間とする。 （後段を第２項とする）	第33条　（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間とする。
第29条　（常勤監査役） 常勤の監査役は監査役の互選をもって定める。	第34条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第30条　（監査役の報酬） 監査役の報酬は株主総会において定める。	第35条　（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（新　　設）	第36条　（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第 425 条第１項各号に定める額の合計額とする契約を締結することができる。
第31条　（監査役会招集の通知） 監査役会の招集通知は会日の３日前に各監査役に対し発する。ただし、緊急の必	第37条　（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急

現行定款	変更案
要あるときは上記期間を短縮することができる。	の必要あるときは上記期間を短縮することができる。
（新　　設）	監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
第32条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項については監査役会において定める監査役会規程による。	第38条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第６章　相談役および顧問	第６章　相談役および顧問
第33条　（相談役および顧問） （条文省略）	第39条　（相談役および顧問） （現行のとおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第34条　（営業年度） 当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとし、３月31日を決算期とする。	第40条　（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
第35条　（利益配当金） 当会社は毎年３月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に利益配当金を支払う。	第41条　（剰余金の配当） 当会社は、毎年３月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に期末配当をすることができる。
（新　　設）	当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に中間配当をすることができる。
（新　　設）	前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第36条　（中間配当） 当会社は取締役会の決議により、毎年９月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に中間配当を行うことができる。	（削　　除）
第37条　（転換社債の転換と配当金） 当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金および中間配当金は、転換請求が４月	（削　　除）

現行定款	変更案
１日から９月30日までになされたときは４月１日に、10月１日から翌年３月31日までになされたときは10月１日に、それぞれ転換があったものとみなしこれを支払う。	
第38条　（配当金の除斥期間） 利益配当金および中間配当金がその支払開始日より満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れる。未払いの利益配当金および中間配当金には利息を付けない。	第42条　（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。未払いの配当金には利息を付けない。

以　上